

公益財団法人静岡県国際交流協会資金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人静岡県国際交流協会(以下「本財団」という。)の資金の管理及び運用に関する必要な事項を定めることにより、本財団の資金の適正かつ確実な運用に資することを目的とする。

(資金の区分)

第2条 運用の対象とする資金の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 基本財産
- (2) 運用財産

(資金運用責任者)

第3条 資金の管理運用に関する責任者は、会長とする。

2 会長は、資金の管理運用について、善良な管理者の注意を持ってこれを行うとともに、法令、定款及びこの規程並びに理事会の決定に従い、本財団のために忠実にその職務を行わなければならない。

(基本方針)

第4条 基本財産に係る資金は、元本が確実に回収でき、かつ、安定的に運用益を確保できる方法により運用しなければならない。

2 運用財産に係る資金は、経費の支弁に支障を生じない範囲で、元本回収の確実性が高く、換金を容易に行うことができ、かつ、効率的な方法により運用しなければならない。

(運用対象)

第5条 基本財産及び運用財産の運用対象となる金融商品は、次のとおりとする。

- (1) 円建て預貯金
- (2) 金銭信託(元本保証のあるものに限る。)
- (3) 日本国債、地方債、政府関係機関の発行する債券
- (4) 円建て債券(格付機関のいずれかが、BBBの格付け以上としているもの。)

(会長の職務)

第6条 会長は、本財団の資金の管理運用に係る業務を適正かつ誠実に執行させるため、業務執行理事を資金運用管理者に任命する。

2 会長は、資金運用管理者を監督し、必要に応じて報告を求め、適切な指示をしなければならない。

(資金運用管理者の職務)

第7条 資金運用管理者は、翌事業年度における資金運用の計画案を予算編成の理事会までに作成し、会長の承認を得なければならない。

2 資金運用管理者は、運用する金融商品ごとのリスクを把握するとともに、日ごろからリスク管理に必要な情報を収集しなければならない。

3 資金運用管理者は、定期的に又は必要に応じて隨時、会長に対して、資金運用に関する状況を報告しなければならない。

4 資金運用管理者は、資金の管理運用に関する職務を的確に行うため、必要な知識の向上に努めなければならない。

(資金運用計画)

第8条 理事会は、翌事業年度における予算を審議する理事会において、前条第1項に規定

する資金運用の計画案を審議し、決定するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により決定した資金運用の計画が、資金運用環境の変化その他の特別の事情によりその実施が困難又は不適切と判断した場合は、これを変更することができる。
- 3 会長は、前項の規定により資金運用の計画を変更した場合には、変更後最初に開催される理事会において、その内容及び理由を報告しなければならない。

(運用手続)

第9条 資金の具体的な運用対象及びその方法については、前条第1項の規定により決定した資金運用の計画に基づき、会長がこれを決定するものとする。ただし、1件当たりの運用額が1000万円を超えるものについては、理事会でこれを決定するものとする。

(理事会等への報告)

第10条 会長は、定期的に又は必要に応じて随時、理事会において、資金運用の状況を報告しなければならない。

- 2 会長は、定時評議員会において、前事業年度の資金運用の経過及び結果を報告しなければならない。

(非常時の対応)

第11条 資金運用管理者は、運用する金融商品に係る格付けの引き下げ等資金運用に関して重大な変動が生じた場合には、直ちに会長と協議し、適切な措置を講じなければならない。

- 2 会長は、前項の規定により措置を講じた場合には、その結果を速やかに理事会に報告するものとする。

(細則)

第12条 この規程に定めるもののほか、資金の運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この附則は、公益財団法人の設立登記の日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成24年5月7日から施行する。

- 2 この規程の施行前に取得した金融商品は、第5条の規定に関わらず保有することができる。ただし、当該商品の特性やリスクに鑑み、売却損が発生しない場合や保有を継続することで損失が拡大する恐れがある場合等には、償還期日の到来前であっても速やかに売却するなどの適切な対応を図るものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。